

長野県立こども病院倫理委員会規程

(目的)

第1条 長野県立こども病院倫理委員会（以下委員会という）は、長野県立こども病院（以下本院という）に勤務する職員が行うヒトを直接対象とする医療行為および医学研究等について、ヘルシンキ宣言等の趣旨を尊重した倫理的配慮を確認することを目的として設置する。

(審議対象)

第2条 委員会は、本院に勤務する職員が行う医療行為、医学研究、利益相反等に関し、倫理上の配慮を求められる次の事項について審議する。

- (1) 本院に勤務する職員から申請された事項
- (2) 本院職員以外の者から申請され、委員長が必要と認めた事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は委員長・副委員長・委員、外部委員（2名以上）をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の内から院長が指名し、会務を総括すると共に委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員の内から委員長が指名し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 委員は、院内の別表の職にあるもの及び外部委員を委嘱する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。委員長が必要と認める場合はWeb会議とすることができる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 会議の議長は、委員長が行う。
- 4 委員会の議事は、出席委員の3分の2を超える合意をもって決する。原則として全会一致にて決する。
- 5 委員長は、委員会に関係職員及び院外の専門有識者の出席を求め、意見を聞く事ができる。

(委員会の責務)

第5条 委員会は、審議を行うにあたって次の事項に留意しなければならない。

- (1) 対象となる患者及びその親権者の人権を擁護する。
- (2) 対象となる患者及びその親権者の利益及び不利益並びに安全性を確認する。
- (3) 対象となる患者及びその親権者への説明書及び同意書の内容を確認する。但し、対象となる患者が理解と同意が出来ない場合、親権者をもって代える。
- (4) 申請された事項の医療及び医学上の貢献度について審議する。

- 2 委員長は、審議結果通知書を作成し、申請者に審議結果を説明する。
- 3 委員会は、承認した事案について報告を求める事が出来る。
- 4 委員会は、承認した事案について不正または違反が認められた場合、審議しこれを中止させる事ができる。

5 迅速審査

倫理委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行ない、意見を述べる事ができる。迅速審査の結果は倫理委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果はすべての委員に報告されなければならない。迅速審査はクラウド型文書管理システムにより行うものとする。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、すでに当該研究の全体について共同研究機関において倫理委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

- 6 本院及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて審査を行う。

(申請方法)

第6条 委員会に審議を申請する者は、別に定める様式によって委員長に申請する。また申請者は事前に教育研修を受ける。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、臨床試験支援室において行う。

- 2 庶務は、委員会の審議内容を記録し、これを保管する。
- 3 庶務は、委員会に関する雑務を行う。

(秘密の保持)

第8条 委員会関係者は、会議の審議内容について秘密を保持し、関係書類の取り扱いに充分注意しなければならない。

(附則)

第9条 この規程に定めることその他、この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める事ができる。

(雑則)

第10条 本規程の運用にあたって必要が生じたときは、本委員会の審議を経て、管理会議において協議の上決定する。

第11条 この規程は、平成15年10月1日から運用する。

平成17年6月24日 一部改正

平成18年9月29日 一部改正

平成19年11月14日 一部改正

平成20年8月18日 一部改正

平成23年9月27日 一部改正

平成25年12月2日 一部改正

平成27年5月21日 一部改正

平成30年8月31日 一部改正

令和2年11月6日 一部改正

令和3年3月1日 一部改正

別表 長野県立こども病院の倫理委員会の委員

委員長：院長が指名 副委員長：委員長が指名

院内委員：副院長、看護部長、事務部長、診療部長、薬剤部長、臨床検査科長、
ほか委員長が指名する者